

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 15 号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和 38 年岩手県人事委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務記録簿等)</p> <p>第 16 条 給与支給権者は、次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給に当たっては、当該各号に定める帳簿を作成し、所要事項を記録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 徴税手当、<u>と畜検査等手当</u>、環境衛生検査等業務手当、社会福祉業務手当、社会福祉施設等勤務手当、精神保健福祉業務手当、公害防止等業務手当、犯則取締等手当、消防訓練指導手当及び家畜保健衛生業務手当</p> <p>徴 税 業 務 <u>と 畜 検 査 等 作 業</u> 環 境 衛 生 検 査 等 業 務 社 会 福 祉 業 務 社 会 福 祉 施 設 等 勤 務 記 録 簿 (様式第 5) 精 神 保 健 福 祉 業 務 公 害 防 止 等 業 務 犯 則 取 締 等 消 防 訓 練 指 導 家 畜 保 健 衛 生 業 務</p> <p>(4) <u>夜間看護手当</u>、<u>爆発物取締業務手当</u>、種雄牛馬等取扱手当、用地交渉等手当、坑内作業手当、深所作業手当、災害応急作業等手当、道路上作業手当及び教員特殊業務手当</p> <p><u>夜 間 看 護</u> 爆 発 物 取 締 業 務 種 雄 牛 馬 等 取 扱 用 地 交 渉 等 坑 内 作 業 勤 務 記 録 簿 (様式第 6) 深 所 作 業 災 害 応 急 作 業 等 道 路 上 作 業 教 員 特 殊 業 務</p> <p>(5)～(15) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(特殊勤務記録簿等)</p> <p>第 16 条 給与支給権者は、次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給に当たっては、当該各号に定める帳簿を作成し、所要事項を記録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 徴税手当、<u>と畜検査手当</u>、環境衛生検査等業務手当、社会福祉業務手当、社会福祉施設等勤務手当、精神保健福祉業務手当、公害防止等業務手当、犯則取締等手当、消防訓練指導手当及び家畜保健衛生業務手当</p> <p>徴 税 業 務 <u>と 畜 検 査 作 業</u> 環 境 衛 生 検 査 等 業 務 社 会 福 祉 業 務 社 会 福 祉 施 設 等 勤 務 記 録 簿 (様式第 5) 精 神 保 健 福 祉 業 務 公 害 防 止 等 業 務 犯 則 取 締 等 消 防 訓 練 指 導 家 畜 保 健 衛 生 業 務</p> <p>(4) 爆発物取締業務手当、種雄牛馬等取扱手当、用地交渉等手当、坑内作業手当、深所作業手当、災害応急作業等手当、道路上作業手当及び教員特殊業務手当</p> <p>爆 発 物 取 締 業 務 種 雄 牛 馬 等 取 扱 用 地 交 渉 等 坑 内 作 業 勤 務 記 録 簿 (様式第 6) 深 所 作 業 災 害 応 急 作 業 等 道 路 上 作 業 教 員 特 殊 業 務</p> <p>(5)～(15) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

第19条 月額で定められている特殊勤務手当（手当の額をその作業に従事した日数に応じ日割りにより算出した額に相当する額とする場合のと畜検査等手当（以下「日割りによると畜検査等手当」という。）を除く。）の支給を受ける職員が、有給休暇（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の10第1項に規定する年次休暇、病気休暇及び特別休暇をいう。以下同じ。）、休職、専従許可、停職等によりその者がその月において勤務すべき日における勤務しなかった日数（欠勤（給与条例第31条第1項又は給与等条例第27条第1項の規定により給与を減額される場合をいう。）、介護休暇（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の10第1項に規定する介護休暇をいう。）及び修学部分休業（職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号。以下「修学部分休業条例」という。）第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。）により勤務しなかった日数を除く。また、有給休暇については、その期間に含まれる休日等（給与条例第31条第1項又は給与等条例第27条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。）を除く。）の合計が10日を超えた場合は、その給与期間の分として受けるべき特殊勤務手当の額は、その勤務した日数に応じ日割計算により支給する。

第20条 前条に規定するほか月額で定められている特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

2 [略]

3 月額で定められている特殊勤務手当の支給を受ける職員（日割りによると畜検査等手当の支給を受ける職員を除く。）が死亡した場合における第1項の規定の適用については、退職とみなす。

様式第2（第12条関係）

[略]

3 扶養手当の月額の認定(支給額の改定)

[略]	配偶者以外の 認定扶養親族	① 及び ② 中 加 算 措 置 の 対 象 と なる 子	扶養手当 の月額	[略]
	配偶者 其他 以外の ② 2人ま で ①			
	人 人	人	円	

第19条 月額で定められている特殊勤務手当（手当の額をその作業に従事した日数に応じ日割りにより算出した額に相当する額とする場合のと畜検査手当（以下「日割りによると畜検査手当」という。）を除く。）の支給を受ける職員が、有給休暇（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の11第1項に規定する年次休暇、病気休暇及び特別休暇をいう。以下同じ。）、休職、専従許可、停職等によりその者がその月において勤務すべき日における勤務しなかった日数（欠勤（給与条例第31条第1項又は給与等条例第27条第1項の規定により給与を減額される場合をいう。）、介護休暇（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の11第1項に規定する介護休暇をいう。）及び修学部分休業（職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号。以下「修学部分休業条例」という。）第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。）により勤務しなかった日数を除く。また、有給休暇については、その期間に含まれる休日等（給与条例第31条第1項又は給与等条例第27条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。）を除く。）の合計が10日を超えた場合は、その給与期間の分として受けるべき特殊勤務手当の額は、その勤務した日数に応じ日割計算により支給する。

第20条 前条に規定するほか月額で定められている特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

2 [略]

3 月額で定められている特殊勤務手当の支給を受ける職員（日割りによると畜検査手当の支給を受ける職員を除く。）が死亡した場合における第1項の規定の適用については、退職とみなす。

様式第2（第12条関係）

[略]

3 扶養手当の月額の認定(支給額の改定)

[略]	配偶者以外の 認定扶養親族	① 及び ② 中 加 算 措 置 の 対 象 と なる 子	扶養手当 の月額	[略]
		人 人	円	
		人 人	円	
		人 人	円	
		人 人	円	

4 備考 [略]

様式第5 (第16条関係)

徴 税 業 務
と畜検査等作業
 環境衛生検査等業務
 社会福祉業務
 社会福祉施設等
 精神保健福祉業務 勤務記録簿
 公害防止等業務
 犯 則 取 締 等
 消 防 訓 練 指 導
 家畜保健衛生業務

[略]

注 この記録簿は、日額で定められている特殊勤務手当の支給を受ける職員並びに保健所に勤務し、と畜検査等手当の支給を受けると畜検査員及び食鳥検査員について記入してください。

様式第6 (第16条関係)

夜 間 看 護
 爆発物取締業務
 種雄牛馬等取扱
 用地交渉等
 坑内作業 勤務記録簿
 深所作業
 災害応急作業等
 道路上作業
 教員特殊業務

[略]

様式第16 (第10条関係)

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

	人	人	円
	人	人	円
	人	人	円
	人	人	円
	人	人	円
	人	人	円
	人	人	円
	人	人	円
	人	人	円
	人	人	円

4 備考 [略]

様式第5 (第16条関係)

徴 税 業 務
と畜検査作業
 環境衛生検査等業務
 社会福祉業務
 社会福祉施設等
 精神保健福祉業務 勤務記録簿
 公害防止等業務
 犯 則 取 締 等
 消 防 訓 練 指 導
 家畜保健衛生業務

[略]

注 この記録簿は、日額で定められている特殊勤務手当の支給を受ける職員並びに保健所に勤務し、と畜検査手当の支給を受けると畜検査員について記入してください。

様式第6 (第16条関係)

爆発物取締業務
 種雄牛馬等取扱
 用地交渉等
 坑内作業 勤務記録簿
 深所作業
 災害応急作業等
 道路上作業
 教員特殊業務

[略]

様式第16 (第16条関係)

[略]